

概要

- 1号特定技能外国人に対する義務的支援の一つの定期面談において、問題が認められた場合のみ定期面談報告書の写しを提出することとし、問題が認められなかった場合については同報告書の添付を不要とする取扱いを開始。

これまでの取扱い

- 特定技能所属機関等は、支援実施状況について、四半期ごとに当該四半期の翌四半期から14日以内に、地方出入国在留管理局に届出が必要。
- 定期面談を行った場合には、その問題の有無にかかわらず定期面談報告書の添付が必要。

面談の結果

- ・特定技能外国人との面談結果に問題が認められなかった
- ・監督者との面談結果に問題が認められなかった



問題の有無にかかわらず
添付が必要
であった



これからの取扱い

変更前



定期面談における問題の有無にかかわらず、支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号又は第4-3号）に定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を添付書類として提出

変更後

【令和6年4月1日開始】



1号特定技能外国人支援対象者名簿（参考様式第3-7号別紙又は第4-3号別紙）に問題の有無を記載した上で、

① **問題が認められなかった場合**
定期面談報告書の **添付不要**

② **問題が認められた場合**
定期面談報告書の写しの添付が必要

※ 定期面談結果に問題が認められなかった場合、添付は不要ですが、定期面談報告書の作成は必要ですので御留意ください（入管から当該資料の提示を求められることがあります。）。

※ また、今後、定期面談報告書及び相談記録書（参考様式第5-4号）について帳簿として保存することとしましたので御留意ください。